

障害児入所施設の在り方に関する意見等

NPO法人全国地域生活支援ネットワーク

代表理事 大原裕介



団体の概要

1. 設立年月日 平成17年2月25日

2. 活動目的及び主な活動内容

1. 地域福祉に関わる情報の収集及びその公開と発信
2. 地域福祉に関わる調査研究及び政策提言
3. 地域福祉に関わる人材育成、事業所運営支援
4. 地域福祉に関わるイベント等、普及啓発
5. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

◇現在特に力を入れていること

- ①「強度行動障害支援者養成研修テキスト」の編集、発行をし、さらに全国で強度行動障害支援の指導者を養成するための講習会を実施している。
- ②障害者の芸術活動の振興
- ③タイ、マレーシアといったアジア圏の福祉を学ぶツアーやデイケアセンター建設のための交流事業、人材の育成や交流のための事業を2015年度から開始している。
- ④毎年、滋賀県大津プリンスホテルで開催される「アメニティーフォーラム(2005年時点で20回開催)を通じて、地域福祉をより前進させるための前向きな場とネットワーク構築ための基盤を作っている。

3. 会員数等 4, 936(平成29年5月時点)

障害児入所施設の在り方に関する意見等

【視点-1 障害児入所施設の4つの機能から、ヒアリング団体の所管する施設・事業所との関係等について】

全国地域生活支援ネットワーク(以下「全国ネット」)は、障害児者通所支援及び障害児者相談支援等を行う事業者・個人の団体である。

とりわけ、障害者の地域生活を推進し、18歳以降を地域の中で受止める事業(通所・居宅・居住)を主に展開する立場から意見を申し述べる。

【視点-2 障害児入所施設全般に関して課題と感ずることについて】

◇強度行動障害児特別支援加算の緩和について

障害児入所においては「医療型障害児入所施設等」についてはいわゆる「みなし規定」が恒久化されているが、福祉型障害児入所は、特に都市部において、強度行動障害者等の障害福祉サービスでの支援の提供の場が不足している状況等に鑑み、みなし規定の期限を延長している。しかしながら平成30年4月時点で福祉型障害児入所施設における「強度行動障害児特別支援加算」の算定は全国で13人にとどまっており、極めて少ない人数である。

この要因は加算要件が厳しすぎるものと思われるため、結果、強度行動障害支援者養成研修受講のモチベーションも繋がりにくくなっている事が予想されることから、加算要件の緩和が必要と考える。

(参考資料)

◇人材育成について

成人の福祉事業所において強度行動障害が現れている障害者の受け入れが進むように、強度行動障害支援者養成研修が全国的に開催されるようになったが、成人の福祉事業所で強度行動障害が現れている方たちの受け入れを進める一方で、作られた障害と言われる強度行動障害を予防していくことが肝要である。そのためには児童期に障害特性を理解した関りが重要であり、障害児入所施設に必要な知識と技術を身に付けた人材育成を更に進めていくことが必要と考える。

障害児入所施設の在り方に関する意見等

【視点-3 障害児入所施設に期待することについて】

◇通所支援・相談支援との連携の強化とサービスの柔軟化

18歳以降及び地域での受入を行うにあたり、障害児入所施設が通所支援と相談支援との連携を強化し、それぞれの役割を明確にしながらか対応していくことが、子どもや家族の安心に繋がる。

また、子どもの状況に応じて様々なサービスを柔軟に使えるようになれば、入所施設、通所施設、相談支援事業所との協働がしやすくなり、効果的な支援を届けることができる。

参考資料

「強度行動障害」に関する対象者の概要

「強度行動障害」とは

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

「支援の対象者」については

障害福祉サービスを受ける際に行う障害支援区分の調査に併せて把握する「行動関連項目」（福祉型障害児入所施設の場合は強度行動障害判定基準表）を用いて判定し、一定の点数以上となる人（24点中10点）に対して手厚い支援（下記の図参照）が提供される。

強度行動障害にいたる前からの支援や行動改善が見られた後における継続的な支援が提供できるようにするため、「行動援護」は平成20年、「共同生活援助、短期入所、施設入所支援の重度障害者支援加算」は平成24年に対象者判定の基準点を引き下げたところであり、その結果支援対象者が拡大している。

行動障害関連の障害福祉サービス・障害児支援の利用者

（国民健康保険団体連合会データ）

のべ37,685人（平成30年4月時点）

（行動援護、共同生活援助、短期入所、生活介護等を重複して利用する場合があるため、のべ人数としている）



重度訪問介護
729人

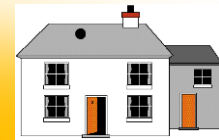


行動援護
10,519人



短期入所（重度障害者支援加算） 4,264人
施設入所支援（重度障害者支援加算） 17,346人

福祉型障害児入所施設（強度行動障害者特別支援加算） 13人



共同生活援助（重度障害者支援加算）
2,409人



放課後等デイサービス（強度行動障害児支援加算） 440人
児童発達支援（強度行動障害児支援加算） 8人



生活介護（重度障害者支援加算）
1,957人

（参考）平成26年度からは、重度訪問介護についても、行動援護等の基準と同様の対象者に対して支援を提供することが可能となっている。